

平成23年度
第1回
東京都森林審議会議事録
(平成23年12月22日)

東京都森林審議会事務局

〔 東京都産業労働局
農林水産部森林課 〕

■平成 23 年度 第 1 回東京都森林審議会

日時 平成 23 年 12 月 22 日（木） 午後 3 時～5 時

場所 都庁第一本庁舎 33 階北塔・特別会議室 N1

1 開 会

○加藤係長 大変長らくお待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から平成 23 年度第 1 回東京都森林審議会を開催いたします。私は本審議会の進行役を務めさせていただきます、農林水産部森林課の加藤でございます。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、現在、審議委員総数 14 名中、その過半数を超える 12 名の委員が出席しておられますので、東京都森林審議会運営要領第 4 の第 1 項の規定により、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、お手元に配付してございます資料についてご案内させていただきます。

お手元に「平成 23 年度第 1 回東京都森林審議会会議次第」という資料がございます。それをご覧いただきたいんですけども、次に 1 ページめくっていただきまして、「資料一覧」に本日お配りしている資料のすべてが書いてございます。そして、「会議次第」のつづりの中に、1～3 の中身が入ってございます。ページをめくっていただきまして「座席表」、次のページに「東京都森林審議会委員名簿」。恐れ入りますけれども、吉条委員におかれましては、今こちらのほうに向かっているということで、まだ到着になっておられないということでございます。次にページをめくりまして「東京都森林審議会運営要領」になってございます。その他の資料については、以下、「第 1 号議案」「第 2 号議案」「資料 1」から「資料 13」を付けてございます。そして、「参考資料」として「参考 1」から「参考 4」の 4 種を付けてございます。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長からご挨拶を申し上げます。

2 農林水産部長挨拶

○津国農林水産部長 農林水産部長の津国でございます。

委員の皆様におかれましては、本日、年末の大変お忙しい中、東京都森林審議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、7月に委員改選後、初めての審議会でございます。委員の皆様には、委員就任のご承諾をいただき、改めてお礼を申し上げます。

さて、日本の人工林は「育てる時代」から「利用する時代」を迎えまして、国では、平成21年12月に「森林・林業再生プラン」を策定しました。その中で「10年後の木材自給率50%以上を目標に木材の供給と利用に必要な体制を構築し、林業を再生する」としております。

このプラン実現のための最終取りまとめといたしまして、平成22年11月に「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が発表され、本年、森林法、森林・林業基本計画、全国森林計画と矢継ぎ早に制度面からの改正が行われたところでございます。

本日の審議会は、この「全国森林計画」の変更に合わせて、地域森林計画を変更する案件と樹立する案件の2件に関する諮問が議題となっております。

委員の皆様におかれましては、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

3 委員紹介

○加藤係長 次に、本日ご出席の委員の方々を、ご着席の順にご紹介させていただきます。お手元の「委員名簿」をご覧ください。

向かって右手側から、會田委員でございます。

○會田委員 會田でございます。よろしくお願いいたします。

○加藤係長 石野田委員でございます。

○石野田委員 石野田です。よろしくお願いいたします。

○加藤係長 井上委員でございます。

○井上委員 井上です。よろしくお願いいたします。

○加藤係長 臼井委員でございます。

○臼井委員 あきる野市長の臼井です。よろしくお願いいたします。

○加藤係長 河村委員でございます。

○河村委員 河村でございます。よろしくお願いいたします。

○加藤係長 木下委員でございます。

○木下委員 木下でございます。よろしくお願いいたします。

- 加藤係長 久保田委員でございます。
- 久保田委員 久保田でございます。よろしくお願いいたします。
- 加藤係長 小峰委員でございます。
- 小峰委員 小峰です。よろしくお願いいたします。
- 加藤係長 坂本委員でございます。
- 坂本委員 坂本です。よろしくお願いいたします。
- 加藤係長 鈴木委員でございます。
- 鈴木委員 鈴木でございます。
- 加藤係長 羽生委員でございます。
- 羽生委員 羽生でございます。
- 加藤係長 松本委員でございます。
- 松本委員 松本です。よろしくどうぞ。
- 加藤係長 なお、本日、土屋委員は都合により欠席となっております。吉条委員におかれましては、ただ今こちらのほうに向かっておると……。吉条先生が見えました。どうも。角の席でございます。改めて、吉条委員をご紹介します。吉条委員でございます。
- 吉条委員 吉条でございます。よろしく。
- 加藤係長 本日の欠席は土屋委員のみということになりました。
引き続きまして、都の幹部職員を紹介させていただきます。「座席表」をご覧ください。
津国農林水産部長でございます。
- 津国農林水産部長 よろしく申し上げます。
- 加藤係長 斉藤森林課長でございます。
- 斉藤森林課長 よろしく申し上げます。
- 加藤係長 岡田森林事務所長でございます。
- 岡田森林事務所長 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

4 議 事

〔会長選任〕

- 加藤係長 それでは、これから議事に移らせていただきたいと思います。

本日は、新委員の選任後、初めての審議会でございます。まず最初に、会長を選出いただくわけですが、会長が選出されるまでの間、しばらく私が議事の進行役を務め

させていただきたいと存じます。皆様のご協力をお願いいたします。

会長の選出は、本審議会運営要領第 2 の第 1 項の規定によりまして、委員の互選ということになっております。いかが取り計らいましょうか。

○小峰委員 はい。

○加藤係長 はい、小峰委員。

○小峰委員 引き続き、鈴木雅一委員に会長をお願いしたらどうかと思っていますので、ご賛同いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○加藤係長 ただ今小峰委員から鈴木委員の推薦がございましたけれども、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○加藤係長 ありがとうございます。皆様のご賛同をいただきましたので、鈴木委員に会長をお願いしたいと存じます。それでは、会長が選出されましたので、この後の議事は鈴木会長をお願いしたいと思います。それでは会長席へ移動をお願いいたします。

(鈴木委員、会長席へ移動)

○鈴木会長 ただ今会長に選任されました鈴木でございます。私は東京大学大学院農学生命科学研究科の森林科学専攻という所で、森林と水にかかわる研究、あるいは土砂災害にかかわる研究をやっております。ふつつかですが、よろしくをお願いいたします。審議が滞りなく円滑に進みますよう、皆様のご協力を得て進めたいと思います。

【議事録署名人指名】

○鈴木会長 それでは、まず、審議会運営要領第 5 の第 2 項の規定に基づきまして、議事録署名委員を指名させていただきます。井上委員、久保田委員、お願いできますでしょうか。

○井上委員 はい。

○久保田委員 はい、結構です。

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは、議事終了後の議事録の確認をよろしくお願いいたします。

【(1) 第 1 号議案 多摩地域森林計画の変更計画の案】

【(2) 第 2 号議案 伊豆諸島地域森林計画の案】

○鈴木会長 本日は、議事次第にありますように、2 件の計画についてご審議いただきますが、早速、諮問事項の審議に入らせていただきます。

事務局より、諮問文の朗読をお願いいたします。

○斉藤森林課長 森林課長の斉藤でございます。私のほうから諮問文の読み上げをさせていただきます。お手元の「資料 1」に基づきまして読み上げさせていただきます。

「23 産労農森第 637 号 東京都森林審議会

下記事項について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

平成 23 年 12 月 6 日 東京都知事 石原 慎太郎

記

多摩地域森林計画変更計画の案」。

続きまして、

「23 産労農森第 639 号 東京都森林審議会

下記事項について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

平成 23 年 12 月 6 日 東京都知事 石原 慎太郎

記

伊豆諸島地域森林計画の案」。

以上でございます。

○鈴木会長 それでは、ただ今諮問がありました 2 件の事案につきまして、「第 1 号議案 多摩地域森林計画の変更計画の案」、「第 2 号議案 伊豆諸島地域森林計画の案」、いずれも森林計画に関する事項ですので、一括して審議したいと思います。

諮問内容について、事務局から説明をお願いします。また、事前に委員から質問をいただいておりますので、それも含めて説明をお願いいたします。

【事務局説明】

○斉藤森林課長 それでは引き続き、私のほうからご説明させていただきます。大変申し訳ございませんが、座ってご説明させていただきます。

お手元の「資料 2」をご覧いただきたいと思います。

「多摩地域森林計画変更計画 縦覧及び関係機関への意見照会の結果」でございます。

「縦覧の結果」、公告及び縦覧開始 11 月 4 日、縦覧期間は 30 日間でございます。縦覧場所につきましては、農林水産部森林課及び森林事務所保全課でございます。縦覧終了／意見の有無につきましては、12 月 5 日、意見の申し立てはございません。

「関係機関への照会結果」でございます。関係 15 市町村及び国の機関への意見照会は、特に意見はございません。個別回答状況につきましては、以下の表のとおりでございます。

1 枚おめくりいただきまして、「伊豆諸島地域森林計画 縦覧及び関係機関への意見照会の結果」でございます。

「縦覧の結果」、公告及び縦覧開始 11 月 4 日、縦覧期間は 30 日間。縦覧場所でございますが、農林水産部森林課及び各支庁産業課でございます。縦覧終了／意見の有無 12 月 5 日、意見の申し立てはございません。

「関係機関への照会結果」につきましては、関係 9 町村及び国の機関への意見照会は、特に意見はございません。個別回答状況につきましては、以下の表のとおりでございます。

続きまして「資料 3」、A3 の長い表でございますが、今回の「森林計画制度の体系」についてご説明させていただきます。

上の吹き出しに書いてございますとおり、農林水産大臣が政権交代に伴いまして打ち出されたものです。平成 21 年 12 月 25 日に公表されました。

内容といたしましては、「森林・林業再生プラン～コンクリート社会から木の社会へ～」、主な内容といたしましては、路網の整備、森林施業の集約化、必要な人材育成、以上を軸として効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築、目指すべき姿「10 年後の木材自給率 50%以上」という内容が加わったものでございます。

矢印が下にございます。「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が出ております。これにつきましては、森林・林業再生プラン推進本部の下に設置されている 5 つの検討委員会のうちの 1 つである「森林・林業政策検討委員会」が取りまとめを行い、平成 22 年 11 月に公表されたものでございます。

内容といたしましては、「森林・林業再生プラン」の実現に向けた具体的な方策として取りまとめたものでございます。適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備、低コスト化に向けた路網整備等の加速化、担い手となる林業事業者の育成、国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立、フォレスター等の人材の育成、でございます。

こうしたものを具体的な内容として取りまとめたものを基に、制度面での改正、森林計画制度の改正ということで、左の矢印のほうに移っていただきまして、森林・林業基本政策検討委員会がまとめました「森林・林業の再生に向けた改革の姿」に基づきまして見直しが行われ、変更がされたものでございます。

平成 23 年 7 月に閣議決定されたものでございます。前回、平成 18 年 9 月に閣議決定されたものの改正ということになります。

ここで「森林・林業基本計画」が示され、これは「おおむね 5 年ごとに 20 年程度を見通した計画」というふうにされてございます。法律につきましては、森林・林業基本法第 11 条で定められているものでございます。

内容をご説明させていただきます。

長期的かつ総合的な政策の方向・目標ということで、森林・林業に関する施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、森林及び林業に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項、というものでございます。

則しまして、農林水産大臣が定めます「全国森林計画」、これは 5 年ごとに 15 年を 1 期とする計画でございます。国の森林計画に則しまして、下の太い矢印の太く囲ってある分でございますが、今回、東京都知事が定めます「地域森林計画」、5 年ごとに 10 年を 1 期とする計画でございます。これにつきましては、平成 23 年 12 月末までに樹立ということで法で定められているものでございまして、今回の審議会で決定し、国への報告という義務が課せられたものでございます。

適合して、地域森林計画が定められますと、これに基づきまして、下の「市町村森林整備計画」についても定めをしていくという流れになってございます。

吹き出しの部分でございますが、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」では、市町村森林整備計画を地域の森林の「マスタープラン」として位置付けされているものでございます。

適合しまして、今回の大きな内容といたしましては、下のほうに書いてございますとおり、森林所有者等の森林施業計画について「森林経営計画」という経営計画制度ができたという点が主な内容でございます。

この森林経営計画につきましては、計画を樹立していただき、高率的な補助を受けられるというメリットがございます。その経営計画についての指導でございますが、市町村並びに森林所有者等で経営計画を立てるに当たりましては、都におきまして指導等を行う予定になってございます。

点線で大きく囲ってある分が、今までの森林計画制度の内容でございますが、一部が今回の変更に伴いまして、こういったものが入ってきたという内容でございます。

1枚おめくりいただきまして、今回のポイントといたしまして、ご説明させていただきます。

「ポイント 1」でございます。「森林整備及び保全に関する基本的な事項」といたしまして、森林の有する機能が全面改訂されました。下の「ポイント 2」のほうでご説明させていただきます。「公益的機能別森林施業に関する事項」が、「現行」といたしましては、「必ず 3 種類のいずれかに区分し、重複は認めない」とされておりました。「公益的機能」といたしまして、水土保持、森林と人との共生林、「公益的機能以外」といたしまして、資源の循環利用林という、3つのゾーニングがございましたが、「改正後」につきましては、「公益的機能別施業森林の区域の基準及び該当区域における森林施業の方法に関する指針」といたしまして、公益的機能別施業森林と公益的機能別施業森林以外の森林に大きく分かれ、変更しないが、区分が見直されたということでございます。

重複して設定することも可能となり、さらに「白地」も加わったという内容でございます。

まず、「公益的機能」につきましては、水源涵養機能維持増進森林。今回の計画書の内容につきましては、右の表のとおりでございます。それから、山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林といったものが公益的機能という位置付けになったものでございます。

「公益的機能以外」という区分でございますが、木材等生産機能維持増進森林につきましては、右の表に書いてございますとおり、木材等生産機能維持増進森林の中で「林木の生育に適し、効率的な森林施業が可能な森林」という明記がされてございます。

また「白地」と書いてございますが、ほとんど機能がなかった状態のものでございまして、あくまでも森林でございますので、こういったものの中にはあると聞いておりますが、現在「白地」というのは、なかなか都におきましては見当たらないのではないかと考えてございます。

「ポイント 3」でございます。「林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項」でございます。

「現行」でございますが、「林道の開設及び改良に関する基本的な考え方→項目名の変更、内容の追加」であったものが、「改正後」でございますが、①「林道（林業専用道を含む）の開設及び改良に関する考え方」に変更されております。

②でございますが、「路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」が新たに加わ

りました。東京都における地域森林計画の次に市町村森林整備計画等を樹立していただきますが、今回、そういった中で、森林作業道等も加わる予定になっておりますので、そちらの分につきましては、市町村森林整備計画のほうで定めていただく形になります。

右の表でございますが、「今回の計画書」でございます。「地域森林計画における記述（要約）」でございますが、「林道（林業専用道を含む）の開設及び改良に関する基本的な考え方」、太文字の所を読まさせていただきます。

「傾斜・地形等の自然条件、地域の特性に応じて、必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、林内路網と「架線」を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものを基本」としております。

「路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」につきましては、以下の表に示されたとおりでございます。

「ポイント 4」でございます。「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」でございます。

「現行」では「森林施業の合理化に関する事項→項目名の変更、内容の追加」でございますが、「改正後」でございますが、『委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項』となり、『森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進に関する基本的な考え方』が新たに加わる。ここでは「森林の経営の」という言葉が新たに追加されたものでございます。

「今回の計画書」でございます。「地域森林計画における記述（要約）」でございますが、「森林経営計画」制度の定着を図る、施業の集約化に向けた長期の施業受委託の促進、森林の経営の受委託に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進、というものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、「従前の地域森林計画書の記載事項、改正後の記載事項」でございます。

変更点につきましては、太字となっております。「I 計画の大綱」について「前計画の実行結果の検討」ということで、5年計画分の実績とコメントの提出が義務付けられたという点の変更点でございます。

また、第 2 の、先ほどご説明しました区分の 7 種に変更する。以下、太字で書いてある等の内容が変更されたという内容でございます。

（資料の訂正）

ここで申し訳ございません。先般、事前に「計画書（案）」ということで、委員の皆様へ資料を送らせていただきました。その中で、今回追加並びに修正がございましたものから、そちらのほうを先にご説明させていただきます。

第1号議案「多摩地域森林計画書」の21ページをご覧いただきたいと思います。

以前には、中段の「スギ、ヒノキ、マツ」といった「(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針」という内容が記載されておりました。本日ご審議いただく内容としまして、この分を追加させていただいております。

内容についてご説明させていただきます。「森林の立木竹の伐採に関する事項」に「生産目標」の表がございましたので、従前どおりの内容ですが、追加させていただいております。スギ、ヒノキ、マツの生産目標、期待径級を表記させていただいたものでございます。

もう1点ございます。34ページをお開きいただきたいと思います。

事前に送らせていただきました、一番上の表でございますが、「路網密度」という表記の「基幹路網」という所が、全体で1ha当たり12.3mということで表記させていただきました。しかし、林野庁と事前協議を行った結果、路網検討委員会で最終答申にあるとおり、「傾斜区分ごとの数値を設定すべき」との指導がございました。それに基づきまして、この数値を路網検討委員会最終答申に示されたものでございますので、下限値を採用し、表記させていただいたものでございます。

この2点につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは「資料4」に戻っていただき、ご説明を続けさせていただきます。

〔多摩地域森林計画変更計画（案）〕

まず「多摩地域森林計画変更計画（案）の概要」でございます。読まさせていただきます。

「第1 計画変更の概要、1 変更の根拠」でございます。

「森林法の一部を改正する法律（平成23年4月22日法律第20号）附則第3条に基づき適用される改正後の森林法第5条第5項の規定の例により一部を変更するものである」。

森林法附則第3条第1項は、以下のとおりでございます。

「2 計画の対象とする森林の区域」でございますが、現行どおりで変更はございません。

1枚おめくりいただきまして、「3 計画変更のポイント」でございます。

「(1) 前計画の実行結果の概要及び評価を新たに記述。

(2) 平成 23 年 4 月の森林法改正及び同年 7 月の閣議決定された全国森林計画の変更により公益的機能別施業森林等が見直されたことに伴い、地域森林計画に記載している公益的機能別施業森林等に関する記述を見直し。

(3) 造林に関する事項のうち天然更新に関し更新完了の目安等を具体的に記載。

(4) 林道に関する事項のうち、林道の開設及び改良については、林道のほかに林業専用道についても計画の対象として記載。

「第 2 樹立に当たっての基本的な考え方」でございます。

「1 森林の整備及び保全に関する事項」でございます。

「森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や地球温暖化の防止並びに地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨等による災害防止に果たす役割にも考慮して、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案のうえ、特に発揮することが期待される機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を明らかにするとともに、計画期末の森林整備の目標を示す。

2 森林の整備に関する事項

(1) 立木竹の伐採に関する事項。森林の有する多面的機能の発揮と資源の循環利用を図ることを前提とし、森林資源の現況、過去の伐採傾向、主要事業の規模及び全国森林計画に基づく本計画区への割振り量等を勘案して伐採量を計画する。

また、適切な森林施業を推進するため、立木の標準伐期齢及び伐採方法の指針を示す。

(2) 造林に関する事項。裸地状態を早期に解消して多面的機能の維持増進を図るため、過去の造林傾向、主要事業の規模及び全国森林計画に基づく本計画区への割振り量等を勘案して人工造林及び天然更新別の造林量を計画する。

また、人工造林及び天然更新の対象樹種及び更新方法の指針を示す。

(3) 間伐及び保育に関する事項。森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、引き続き間伐未実施林分の解消に努めることとし、森林資源の現況、過去の間伐実施状況及び全国森林計画に基づく本計画区への割振り量等を勘案して間伐量を計画するとともに間伐の標準的な回数、実施時期及び方法について指針を示す。

保育については、適切な森林施業を確保し、健全な森林を育成するため、下刈り、つる切り、枝打及び除伐の実施時期及び方法について指針を示す。

(4) 公益的機能別施業森林の整備に関する事項。市町村森林整備計画で区分する公益的機能別施業森林（水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森

林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林)及び木材生産機能維持増進森林の区域設定の基準及び施業の方法に関する指針を示す。

(5) 林道等の開設に関する事項。適切な森林整備の推進、効率的な林業経営の推進及び山村の生活環境の改善を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方を示すとともに、開設改良に当たっては、利用間伐等森林施業の優先順位が高く、早期に完了させることにより高い効果が発揮できる路線を集中的に計画する。

(6) 森林施業の共同化に関する事項。都、市町村、森林組合等と連携を図りながら、意欲ある森林所有者や林業事業者が長期の経営受委託等を締結し、集約化することにより、スケールメリットを活かした効率的な森林施業の展開を促す森林経営計画制度の定着を図る。

なお、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備、施業区域の明確化を推進する。

3 森林の保全に関する事項

(1) 森林の土地の保全に関する事項。山地災害を予防し、森林土地の保全を図るため、土壌緊縛力を有する樹根、保水機能を有する表土等の保全に留意すべき森林を指定する。

(2) 保安施設に関する事項。保安林として管理すべき森林については、流域における自然条件や社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、保安林の指定配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件の見直し等を行いながらその整備を図る。

治山事業については、緊急に復旧整備を要する箇所等を対象として治山施設の設置や本数調整伐等を計画する。

また、機能の発揮が低位な状態にあり、森林施業の実施により機能の回復・増幅が見込まれる保安林を要整備森林に指定し、その整備を図る。

(3) 森林の保護に関する事項。病虫害、鳥獣害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備や被害防除対策、被害跡地の復旧等についての方針を定める。

4 保健機能森林の整備に関する事項

保健機能と文化機能が高い保健機能森林の区域指定の基準、保健機能の維持増進を図る森林整備の方針を定める」。

非常に長くて申し訳ございません。以上が、多摩地域森林計画変更計画(案)の概要でございます。

続きまして「資料5」でございますが、「[多摩] 主な計画数量の対比」でございます。

「計画の対象とする森林の区域」でございますが、現行計画どおりで変更はございません。

ん。

1枚おめくりいただきまして、「伐採立木材積」につきましては、針葉樹につきましては若干の増がございます。これにつきましては、現在、東京都が対応しております花粉対策事業の主伐事業を見込んでおるものでございます。

間伐につきましては、減ということで数字を載せさせていただきました。この分につきましては、現在、東京都が行っております森林再生事業の減少と搬出間伐へのシフトの分を見込んで減にしているところでございます。

下の段でございますが、「間伐面積」でございます。間伐面積につきましては、1ha当たり約40立方メートルで換算したもので、10,225haということで計画させていただきました。

「人工造林及び天然更新別の造林面積」でございます。人工造林につきましては、花粉対策の主伐事業の増を見込んだもので398haを上乗せさせていただいております。

また、天然更新につきましては、過去の実績見合い等で168haの減とさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、「林道の開設又は拡張に関する計画」でございます。

開設につきましては、現在、都におきましては、1年間で年間5キロの林道網の整備を目標に計画させていただいております。併せまして、計画といたしまして、林業専用道も一部、計画の中に入れさせていただいております。

「保安林の種類別の指定・解除面積」でございますが、これにつきましては、現行計画どおりとさせていただいております。

また、「治山事業の数量」につきましても、現行計画どおりでございます。

続きまして「資料6」の(変更)と書いてございますが、「【多摩】地域森林計画に定める伐採立木材積等の同意に係る審査表」でございます。これにつきましては、以下のとおり、国の基準の範囲内に入っておるものでございまして、こちらにつきましては、表のとおりでお願い申し上げます。

次に「資料7-1」でございます。「多摩地域森林計画書・新旧対照表」でございますが、こちらにつきましては、ご覧いただいたとおりでございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

「資料7-2」も同様でございます。「新旧対照表」。それから「資料7-3」につきましても、後ほどご覧いただければと思っております。よろしくようお願い申し上げます。

続きまして「資料8」でございます。「多摩地域森林計画 林道路線図(開設)」というこ

とで作成させていただきました。計画書につきましては、第 1 号議案の「多摩地域森林計画書」の 44 ページから 50 ページに記載されている内容でございます。路線名等を入れさせていただきます。ご確認のほど、お願い申し上げます。

1 枚おめくりいただきまして、「多摩地域森林計画 林道路線図（改良）」でございます。改良の分につきましても、先ほどの分でご確認をお願いいたします。

続きまして「林道路線図（舗装）」でございます。舗装の分につきましても、先ほどと同様の箇所となっておりますので、ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

【伊豆諸島地域森林計画（案）】

続きまして「資料 9」でございます。「伊豆諸島地域森林計画（案）の概要」でございます。

「第 1 計画樹立の概要」につきまして、ご説明させていただきます。

「1 計画樹立の趣旨。伊豆諸島地域森林計画は、森林法第 5 条の規定に基づき、都知事が全国森林計画に則して、その森林計画区に係る民有林につき 5 年ごとに 10 年を 1 期として、森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採、造林、間伐、保育、林道及び保安施設に関する事項を定めるものである。

本計画の計画期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする」。

「2 計画の対象とする森林の区域」でございます。「本計画の対象とする森林の区域は、平成 23 年 10 月 31 日現在で伊豆諸島地域森林計画区が包括する市町村の区域及び民有林（森林法第 2 条第 1 項で規定する森林のうち、同条第 3 項に規定する国有林及び同法第 10 条の 4 に規定する適用除外森林を除いた森林）とする。ただし、その自然的、経済的、社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用動向から見て、森林として利用することが相当でないと認められる民有林は除くものとする」。

なお、市町村別の森林の面積につきましては、以下のとおりでございます。

「3 計画樹立のポイント」につきましては、大変申し訳ございませんが、先ほどご説明しました多摩地域森林計画での説明内容と重複する点がございますので、この点につきましては割愛させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして「資料 10」でございます。「【伊豆諸島】主な計画数量の対比」でございます。

これは 5 年前との比較で、平成 18 年度に樹立したものとの比較をさせていただきます。

まず「計画の対象とする森林の区域」ということで、大島支庁の大島町、利島村等につ

きましては、「備考」のほうでご説明させていただきます。大島町につきましては、森林から他の用途に転用した関係で減ってございます。利島村につきましては、面積測定精度の向上、これは GIS を導入いたしまして整備した関係で変更となってございます。

三宅支庁につきましては、そのまま。

八丈支庁でございますが、八丈町につきましては、森林から他の用途に転用で減となっております。青ヶ島村につきましては、GIS の整備によりまして増となっております。

「伐採立木材積」につきましては、以下のとおりでございます。

また、次のページにつきましても、間伐面積、人工造林及び天然更新別の造林面積、林道の開設又は拡張に関する計画、保安林の種類別の指定・解除面積等につきましては、「主な計画数量」のとおりでございます。

続きまして「資料 11」でございます。「【伊豆諸島】地域森林計画に定める伐採立木材積等の同意に係る審査表」でございます。こちらも、先ほど国の基準等に定める内容となっております。こちらについては、ご確認のほど、よろしく願い申し上げます。

続きまして「資料 12」でございます。「伊豆諸島地域森林計画 林道路線図」につきましては、第 2 号議案の「伊豆諸島地域森林計画書」の 36 ページから 38 ページで、箇所別について記載されてございます。路線名等につきましては、そちらのほうでご確認をお願い申し上げます。

一応、今回の多摩地域及び伊豆諸島地域森林計画についてのご説明でございます。

【委員からの事前質問事項】

引き続きまして「資料 13」でございます。各委員からの質問事項について回答を述べさせていただきます。

まず、井上委員からいただきました「1 造林・間伐及び保育に関する事項」についての質問でございます。質問文を読まさせていただきます。

「標準伐期齢及び標準的な伐採の回数及び時期についての指針が示されておりますが、東京都としてはどのような製品（木材）の生産を想定しておられるのでしょうか。木材の用途は、住宅用柱材生産だけではないのではないかと思います。間伐材の有効活用や、バイオマス資源の活用などの用途にも、従来からの単一的な施業指針で対応可能と想定されているのでしょうか。今後の東京都の施業指針としては、どのような木材利用（製品）を目標に森林管理をしていく見通しなのか、説明をお願いします」という内容でございます。

「回答」でございます。現在、東京都では、木材供給の大半は、スギ花粉発生源対策の

主伐事業によるものでございます。伐採・搬出された材は、いわゆる A 材は多摩木材センターに搬入、B 材、C 材につきましては貯木場に集積・保管され、それぞれ、合板メーカー、パルプ・チップメーカーに直接販売されております。

主伐や間伐の材は、径級や材質などがさまざま、建築用材をはじめ多様な用途に利用されています。

現在、都として、特定の製品需要に応えるための森林管理の目標はございませんが、柱材、一般建築材、造作材といった幅広い用途に対応できるものと考えております。

「2 伐採立木材積算等(1)」でございますが、「森林・林業基本計画の変更に伴い、主伐材積が増大（間伐材積は減少）、人工造林面積は増大しております。こうした計画の実施に伴い、東京都としてはどのような取り組みを行って実行性を高めていく計画なのでしょう。特に奥多摩等シカの食害地を抱え、人工林の成林が困難な場所への対策はあるのでしょうか」ということで、

「回答」でございます。スギ花粉発生源対策の主伐事業を着実に現在実施しているところでございます。奥多摩のシカ食害のおそれのある地域につきましては、小面積伐採・植栽を試験的に行いまして、その後、モニタリングも行い、主伐事業実施の判断をしていきたいと考えております。今後も、東京都シカ保護管理計画に基づき、頭数調整を併せて進めていきたいと考えてございます。

「3 伐採立木材積等(2)」でございますが、「伐採された木材の活用として、市場に流通する丸太量が増加するものと思われませんが、増加した材を、東京都として木材の活用を図る取り組みは何か考えておられるでしょうか」。

「回答」でございます。民間での利用拡大を図るため、モデルハウス等への支援を現在行なっているところでございます。また、公共での利用拡大を図るため、平成 18 年に「多摩産材利用推進方針」を策定し、都自ら全庁を挙げて、都営住宅などの公共施設や土木工事で活用する取り組みを行なっております。

なお、「公共建築物等に関する木材の利用の促進に関する法律」の施行に伴い、都の「多摩産材利用推進方針」を改正したところでございます。

今後とも、民間・公共の両面から多摩産材の利用拡大を推進してまいります。

「4 【意見】計画の大綱」ということで、「森林計画制度の変更に伴い、実行結果が示されるようになり、とても分かりやすくなりました（平成 22 年度の森林審議会でも質問させていただいた事項）。また、事業の実施は計画を下回っているとはいえ、首都圏の東京都にお

いて林業の施策が実施されていることは評価できるのではないかと思います」。

「回答」でございます。今回の計画制度の改正によりまして、新たに実行結果が計画書の本文に加わりました。また、今後においても、都における森林・林業施策を評価していただけるような事業の実施に努めてまいりたいと考えてございます。

「5 【意見】 林業に従事する者の養成及び確保」でございます。「林業に従事する者の養成及び確保について、緑の雇用等国の施策が実施されておりますが、専門高校及び林業大学校を持たない東京都で、継続的かつ長期的な人材育成の実施を希望します。就業希望者は首都圏であることから多いと思いますが、急峻な地形で高性能林業機械が標準ではない労働環境下での作業を行える人材の育成は、容易な課題ではないと思います」。

「回答」でございます。東京都では、東京都林業労働力確保支援センターを中心に国の施策を踏まえながら、安定的・継続的な雇用の確保に努めていきます。また、都における林業関係の労働環境は、ご意見のとおり厳しい現状がございます。こうした中でも特に若年層の雇用を図り、技術継承も視野に入れながら人材育成につながる施策に努めてまいります。

「6 【意見】 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針」でございます。「東京都の公共建築物などでの東京都の材の活用、机や本棚といった木製品も統一規格品を利用することで生産・供給の安定化を図る東京都独自の施策を期待します」。

「回答」でございます。これまで、質問 3 の回答のほかに、都は多摩産材の庁内利用推進として都立高校へテーブルや書架等、また都庁内には受付カウンターやパンフレットスタンド等の導入を現在行なっております。

「7 【意見】 小面積の離島では、アカギなど地域固有の課題の対策により大きく変更すると思います。地域の実情や要望に合わせた対策の実施や、物資の移動が困難な離島内の資源循環を考慮した施策を希望します」。

「回答」でございます。伊豆諸島及び小笠原諸島には固有の動植物が生息しております。この独自の動植物を保全するよう、国や関係機関と連携の下、外来種対策を進めていきます。

今後、地域の実情や要望を踏まえ、対策を講じていきたいと考えてございます。

続きまして、久保田委員からのご質問でございます。

「1 伐採立木材積（主伐の計画量について）」でございます。「前回計画を 3,000 立方m /年 上回る約 28,000 立方m /年とされています。ちなみに、平成 18～22 年度の実績では、

19,000 立方m／年です。実績比で 47%増加が必要になります。これは、森林施業の共同化によるスケールメリット、林道の開設、高性能機械の導入の施策により実施するという方針として理解してよろしいのでしょうか。また、当面は間伐を主とし長伐期施業でいくのではなく、主伐を拡大するという方針への転換として理解してよろしいのでしょうか。

「回答」でございます。主伐材積の計画数量につきましては、そのほとんどをスギ花粉発生源対策における主伐事業の計画量により設定しております。この主伐事業の着実な実行により達成可能な計画数量と考えております。

次に「当面は間伐を主とし長伐期施業でいくのではなく、主伐を拡大するという方針への転換」については、このような方針に転換したわけではありません。従前同様に間伐も積極的な推進に努めます。ただし、今後想定される「主伐量の増」「切捨て間伐から搬出間伐へのシフト」「環境局の森林再生事業による間伐量の減」も加味した結果となっています。

「2 伐採立木材積（間伐の計画量について）」でございます。「前回計画を約 19,000 立方m／年 下回る約 41,000 立方m／年とされています。ちなみに、平成 18～22 年度実績では 64,000 立方m／年です。これは、利用間伐でなければ補助金の対象にならないという施策の変更とセットで計画数が下方修正されたのでしょうか。なお、平成 21 年度実績には、環境局による主として切捨ての間伐事業 458ha が含まれていますが、これとの関係はどのようになっているのでしょうか。

「回答」でございます。補助金の対象について、国庫補助の対象となる間伐は、「利用（搬出）間伐」に変更されました。ただし、「切捨て間伐」が補助の対象から外されるというわけではなく、都単独事業により「切捨て間伐」も補助として実施可能としております。

また、間伐計画量の下方修正につきましては、「主伐量の増」「切捨て間伐から搬出間伐へのシフト」「環境局の森林再生事業による間伐量の減」も加味したうえで、修正していません。

「3 人工造林面積の計画量について」でございます。「前回計画を約 40ha／年 上回る約 140ha／年とされています。平成 18～22 年度実績で 53ha／年（計画の 36%）の約 2.6 倍になります。森林施業の共同化による主伐の拡大を見越した数値として理解してよろしいのでしょうか。

「回答」でございます。人工造林面積につきましては、スギ花粉発生源対策の主伐事業による主伐量の増を想定して計上しました。ただし、国からの割り当て数量がこの数値より大きく、やむを得ず国からの割り当て数量により設定しているところでございます。

「4 間伐面積の計画量について」でございます。「計画の数量は平成 18～22 年度の実績では 1,303ha/年を下回る 1,023ha/年となっています。切捨て間伐を補助金の対象にしないことにより、間伐面積が減少すると見た数値と理解してよろしいでしょうか」。

「回答」でございます。間伐面積の計画量につきましては、「主伐量の増」「切捨て間伐から搬出間伐へのシフト」「環境局の森林再生事業による間伐量の減」といった要因を踏まえ、たうえでの計画数量としており、「切捨て間伐を補助金の対象にしない」ことによる減少とは考えてございません。

「5 皆伐面積について」でございます。『『自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1 箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする』とされています。今回の（案）は、森林施業の共同化によるスケールメリットを追求していることを踏まえると、1 箇所当たりの伐採面積の規模の上限をどの程度と想定しているのでしょうか」。

「回答」でございます。1 箇所当たりの伐採面積の上限は、「伐採跡地の面積が連続して 20ha を超えないこと」で想定してございます。

「6 【意見】人工林の対象樹種に関する指針について」でございます。『『広葉樹や郷土樹種からその林地に最も適する造林樹種とする』とありますが、郷土樹種を選択する場合に、『在来樹と同一地域個体群の系統を用いる』旨の趣旨を盛り込めないでしょうか。

<理由> 在来樹との交雑により遺伝子を攪乱し、遺伝子の多様性を破壊することになり、ひいては遺伝子資源を損なうおそれがあるため」。

「回答」でございます。現状として、広葉樹の苗木については安定的な需要がなく、種子採取から苗木生産するまでの供給体制が確立されていない状況を踏まえると、地域森林計画に盛り込むことは難しいと考えました。

しかし、ご意見のとおり、遺伝子レベルまで考慮した郷土樹種による造林樹種を選定することが望ましいことは、生物多様性の観点からも重要だと考えられますので、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

「7 【意見】森林病虫害等の被害対策の方針について」でございます。「マツクイムシ被害対策について、早期発見及び早期駆除の広域的な実施の方針として盛り込む必要があるのではないのでしょうか。また、今後侵入が危惧されるナラ枯れ対策にも触れる必要があるかと思えます。

<理由> 一定の地域での防除対策を実施しても、近隣の地域にマツノマダラカミキリ発生

木がある場合は、対策実施後も外部からマツノマダラカミキリが侵入する可能性があり、防除対策の効果が半減するため、ナラ枯れ対策については、初期段階の対策が重要になると思われるため」ということでございます。

「回答」でございます。マツクイムシのみならず、近年カシノナガクイムシによるナラ枯れも含め、森林病虫害の被害は、早期発見及び早期駆除に努めることとしております。

以上、質問事項並びにご意見につきましての回答でございます。

【審 議】

○鈴木会長 ありがとうございます。ただ今事務局から説明がありました、多摩地域森林計画の変更計画及び伊豆諸島地域森林計画について、ご意見ご質問ということになります。多摩地域の森林計画は、平成 23 年 4 月からということで、昨年審議して立てたものが、法律が変わって修正というか変更する。ですから、今回のものは、第 1 号議案にありますように、計画期間としては、平成 23 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までということでございます。

それから、もう一つの伊豆諸島のほうは、ちょうど今年度が新しくつくる時期に当たっていて、計画期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までということでありませぬ。

どちらに対してでも結構ですが、ご意見ご質問がございましたらお願いしたいと思いません。どなたからでも、どうぞ。

○小峰委員 事前に意見をということで求められたんですけども、わたしのほうから、この場でのご質問で申し訳ありませんけれども、幾つかご質問させていただきたいと思いません。

この計画ができる、市町村計画を立てるようになるんだらうと思いません。その段階で、やはり東京都は広域行政として市町村全体のバランスといたしますか、東京都の特性を踏まえたいうで指導していただいて。わたしも森林組合は 6 町村が管轄区域に入っています。そういう点の調整ということもありますけれども、森林組合がない市町村もあるわけでございますので、そういった点で、やはり東京都全体の広域行政としての、それからまた府県行政としての市町村指導をよろしくお願ひしたいと、そんなふうに思っています。よろしくお願ひしたいと思いません。

それから、標準伐期齢についてですけども、今回の標準伐期齢を見ますと、どちらかということ、これからもう少し大径木をつくっていかうという流れの中で標準伐期齢を決め

られているんですけども、この標準伐期齢の考え方についてお聞かせいただきたいと思っています。

たぶんあくまで最低限ということで定められているんだらうと思いますので、これから長伐期施業ということが課題になってくると思いますので、そのへんのお考えをお聞かせいただきたいということでございます。

それから、林道についてですけども、開設が0.4キロしか増えていないということで、まあ去年造ったばかりですから、たとえばそれまでなんですけれども、やはりこれから新しい林政の中で、機械化、搬出間伐、材の利用ということを踏まえると、どうしても林道及び林業作業道、林業専用道が重要になってくると思います。

その中で、実際に施業する段階では作業道が必要になるんですけども、専用道と林道がなければ、どうしてもつなげることができません。そういうことからすると、新しい林政の中で搬出間伐が進まないことになりますので、去年改定したばかりだからということで、あまり増えていませんけれども、ぜひ積極的に、今後、この林道及び専用道については、市町村と連携を取って進めていただかないと、恐らく材の利用が進まないだらうし、間伐材の搬出もできないだらうと思っていますので、そのへんもご高配をいただきたいと思っています。

それから、技術支援のことなんですけれども、今度の「再生プラン」の中で、やはり施業を進めていくうえで指導ということからすれば、フォレスターが一番重要になると思うんですね。フォレスターはやはり都道府県が設置することになっているわけですけども、実際にはプランナーは、わたしどもはどうしてもやらなきゃいけないんで、もう取り組んでいるわけですけども、遅れていると思います。フォレスターを先に整備していただいて、それでプランナーが出ていくのが本来の姿で、そういう考え方を国は持っているわけですね。そういう点では遅れていると思いますので、ぜひフォレスターの充実をお願いしたい。早急にこれはやっていただかないといけないだらうと思っています。

それからもう一つは、やはり材を使うとなれば、搬出ということになって、せっかく出した材が使われなきゃいけないんで、今までのような、構わず合板にすればいいとか、そういうことじゃなくて、やはり出口対策をきちっと森林計画の中でやっていかないといけないんだらうと思います。それでないと、やはり維持管理ができないだらうし、せっかく長い間かかってできた材が、何でもかんでも燃料にすればいいとか、チップにすればいいということじゃなくて、やはり出口対策をきちっとしていただかないと。わたしどもは山

側ですので、そこまではできますけれども、やはり出口対策をきちっと進めてもらわないと森林が維持管理できないと思っていますので、そのへんのご高配を今後賜りたいと思っていますので、ご回答がいただけたら、いただきたいと思います。よろしくお願ひしたい。

○鈴木会長 今のお尋ねに対して、回答というか、ご意見の部分もありましたが、お尋ねの部分についての回答はありますでしょうか。

○斉藤森林課長 それでは、小峰委員から今いただきました、まず1番目でございますが、地域森林計画制度に対する市町村への指導というご質問でございました。

市町村森林整備計画の策定に当たりましては、地域森林計画の内容を踏まえまして、市町村ごとの実情に鑑みて策定することとなっております。この際、森林事務所と各支庁によります森林計画担当や林業改良指導員によります連携に努めまして、助言・指導を行なう対応としております。森林整備の基本となる伐採や造林に関する事項につきましても、各市町村間でのばらつきがないものになるよう考えてございますので、適正な調整を図りたいと考えてございます。

2番目でございますが、標準伐期齢についてでございます。ご指摘の地域森林計画での標準伐期齢の指針が示されております。樹木の伐期につきましては、ご質問のとおり、伐期齢の傾向にあると認識してございます。都におきましては、標準伐期齢を定めるに当たりましては、長伐期を否定している設定ではなく、柱材や一般建築材、造作材といった、幅広い用途に対応することを想定し、伐期齢の下限という趣旨で設定したところでございます。

次に、林道の重要性についてでございます。従前、林道開設の開設量のペースでございますが、年間約3キロということで進めておりました。昨年に樹立しました開設計画は、路網の必要性や実現可能な数値として、年5キロに設定してございます。

今回の計画変更は、この数値に対しまして、林業専用道の考え方を加え、変更しております。実行可能な数量を関係市町村と連携しまして計画したいと考えてございます。

4番目の技術支援についてでございます。ご質問のとおり、技術支援につきましては、林業改良指導員や森林施業プランナーとともに、今回創設されたフォレスター制度が中心であるということは、そのとおりでございます。本来、森林施業プランナーより前にフォレスターも育成すべきと考えられますが、本年の法改正により新たにできた制度であることから、フォレスター制度が後追いとなっている状況はご指摘のとおりでございます。これらについても、きちっと対応していきたいと考えております。

最後に、出口対策でございます。国が示しております「森林・林業再生プラン」に掲げる10年後の木材自給率50%達成という目標もございます。都におきましては、これまでも多摩産材を安心して利用していただけるよう、製材所などに木材乾燥機の導入をはじめ、各種加工施設の利用拡大を進めるための支援を行なってきてございます。

多摩産材の利用拡大を進めるに当たって、都は自ら率先して、公共施設での利用をするとともに、提案公募型多摩産材利用拡大事業等により、民間での利用拡大を図ってきたところでございます。

今後も、多摩産材の利用拡大に向け、総合的な施策を講じていきたいと考えてございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○小峰委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木会長 小峰委員、よろしいでしょうか。ほかに、ご質問ご意見はございますでしょうか。どうぞ。

○石野田委員 伊豆諸島の地域森林計画に関してなんですが、久保田委員さんからも「森林病虫害等の被害対策の方針について」ということで意見が出ていました。わたしもこの森林計画書を読んで、今は大島、新島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈町にマツクイムシ被害が発生していると述べられています。神津、新島もそうなんですが、いったん沈静化したものが、今年に入ってから、特にマツクイなんですが、非常に被害が顕著になってきているという状況があります。

たまたま昨日今日、島嶼の町村長の会議があつて、その中で聞いてみたんですが、やはり三宅、御蔵、八丈ではカシノナガキクイムシですか、これはナラというよりも、島では主にスダジイが被害を受けているということです。島嶼の森林というのは、人工林の活用というよりも、もう照葉樹林、ツバキ、スダジイとか、そういったものも含めて、そういったところを守っていかなきゃならない部分だと思うんですね。ですから、都の回答にもありますように、森林病虫害の被害は早期発見及び早期駆除に努めて、ぜひこの駆除に努めていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

それともう1点、三宅村の森林災害復旧についても言及しているんですが、わたしも三宅島の現状を視察して、まあ何年か前ですが、人工林に甚大な被害を受けているんですね。スギ、ヒノキはもうほとんどないに等しいような状況であります。その中で述べられているところが、「土壌条件が悪いと想定される地域については、緑化により植生の早期導入を図ることにより、森林育成が可能な条件を整えることとする」と書かれているんですが、

その中で、緑化植物はハチジョウススキ、島で通常「ススキ」とっているのはハチジョウススキなんですが、これは御蔵島からの種子がいいだろうと。それから、オオバヤシャブシについては神津島の種子がいいだろうと書かれているんですが、特にオオバヤシャブシは種が飛ぶとすぐに、もう2年3年で大きくなってしまいますので、非常に効率のいい樹木だと思うんですが、この災害復旧について、これは村が事業主体でやるのか、都がある程度支援してやっていくのか、そのへんのところを伺ってみたいと思います。一応、以上の2点ですが。

最後に、たぶん神津だけではないと思うんですが、島にはかつてあった製材所が全くなくなって、わたしたちの神津島は特にそうなんですが、山にはスギ、ヒノキがあっても、それを伐倒して製品にできないというのがあります。ですから、そういった現状もあることをお含みおきいただきたいと思います。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。今のお尋ねに対してのお答えはございますか。

○斉藤森林課長 1点目でございます。病虫害等につきましては、伊豆諸島地域森林計画書（第2号議案）の33ページにも記載させていただきました。石野田委員からのご指摘のとおり、マツクイムシ並びにカシノナガキクイムシ、またハスオビエダシャク（いわゆるシャクトリムシ）等の対策については、早期発見、迅速な対応が必要と考えてございます。こちらにも記載させていただきましたとおり、必要に応じまして迅速かつ適切な対策が行なえるよう努めてまいりたいと考えてございます。

2点目でございます。三宅島における森林災害復旧の現状でございます。現在、三宅島における火山ガスの地域におきましては、なかなか緑化が進まないのが現状でございます。そのほかの地域につきましては、順次、治山事業等によりまして、また造林対策等によりまして、植林等の事業を実施しております。

先ほど石野田委員からもございました樹種等につきましても、適切な樹種導入につきまして検討し、緑化を図っていきたいと考えてございます。

○鈴木会長 今のお答えでよろしいでしょうか。

○石野田委員 その緑化するに際して、これは村でやらなければならないのか、都の支援があるかという部分は。

○鈴木会長 ああ、その点でね。その点はいかがでしょうか。

○斉藤森林課長 一部につきましては、都が独自でやっている治山事業等につきましては、東京都が施工している分もございます。また地域によっては、村にお願いする分もござい

ます。エリアによって異なる点がございますので、地域地域によりまして補助、直接都が施工といったところで今検討したいと考えています。

○鈴木会長 基本的に、災害対策あるいは治山事業としては、主体は都だという理解でよろしいですね。

○斉藤森林課長 はい。治山事業は東京都が主体となって実施してございます。

○鈴木会長 今のお尋ねのナラ枯れが島嶼部でどうなのかということは、対策だけでなく、まだ分からないところもあるので、そういう意味では、試験・研究的な意味でもいろいろ、今日の森林計画書に書くことではないかもしれないけれども、そういうところもご留意いただければというのを、わたしのほうからも思います。

それから、やはり三宅島の緑化は、わたしも大変気になってはいますけれども、なんせ火山性のガスが濃度が減ってきたとはいっても、まだ環状道路より上はだいぶ濃いですし、かつて高濃度地区といわれた所はやはり植生が島の標高の低い所でも、まだなかなかそう簡単に戻りそうにないのがありますので、やはり様子を見ながらという部分もあろうかと思いますが、わたしは東京都はかなり注意をして対策を取られているのではないかと考えている次第ですが。このあたり何か委員の方々からありましたら、コメントをいただければと思います。よろしければ、またほかの点でご意見はございますでしょうか。どうぞ。

○小峰委員 さっき石野田さんから話がありましたけれども、三宅島の状況については、今の状況の中で人工林を復活するのは、容易にできるのかなあという、わたしは気がしています。恐らく人工林をこれから造成するとなれば、その前にやはり在来植物がある程度繁茂してこないといけないのかなあという気がしています。長い視点がかかるんじゃないかなあという気がしています。

今は恐らく緑化事業ということで、復興支援ということがあって、森林組合も一生懸命、そういうことで活動していますけれども、まあ限度があるのかなあ。これはやはり自然との闘いといいますか、あの人工林を元に戻すのは非常に難しいんじゃないかなあ。だから、やっぱり長い視点で考えざるを得ないのかなあという気がしているんですけども。まあご苦勞をかけていますけれども、そういう気がしています。

○鈴木会長 あと、ほかにもございますでしょうか。どうぞ。

○木下委員 別の案件ですけれども、久保田委員の質問にも若干関係するんですけども、東京都のほうで「森づくり推進プラン」ということで、いろいろ目標設定をされていますけれども、その目標設定も踏まえてこの計画が作られているという理解をしているんです

けれども。多摩産材の利用ということで、目標数値が年間 5 万立方というふうに、たしか推進プランでは掲げられていると思うんですけども。実績の所では、19 年の実績ということで、1 万 3,000 という形でプランの中に載っていたんですけども、1 万 3,000 という、今回、計画書の実績の数字から見ますと、これは立木の材積ですので一概に比較できませんけれども、実際に伐採されているものと、丸太となって供給されている割合は非常に低い割合なんだなというふうに理解しました。

そういう意味で、今後 5 万ということを目標とするとなると、今回の計画数量でいくと、今までのような割合ではなかなか難しい数字かなと思っています。

したがって、久保田委員のご質問にもあったんですけども、これから搬出間伐のほうにシフトしていくような話もありますので、いろいろな施策を使いながら、切った木材が丸太として多く利用できるように、いろいろな工夫なり、何かいろいろな施策を推進していただきたいという、これは意見でございますけれども、まあお願いというか、よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木会長 ほかにご意見はございますでしょうか。どうぞ。

○臼井委員 わたし、意見になるかもしれませんが、今回聞いていまして、東京都の森林再生というか、森林を守るという取り組みの中で、どういう事業が入っていくのかなあと思ったんですけども、やはり前へ進むという事業の中では、新しいものが感じられないんですね。花粉対策事業の恩恵に預かって森林事業を行なう、これはちょっと脆弱すぎると思うんだよね。花粉対策事業なんかと叫びたら、東京の思いというのは何をしていくのかって、こう問いたくなるんですね。

今、わたしの周辺だけでも、わたしはあきる野ですけども、森が暗いんですよ。わたしの子どもころの森というのは明るかったよね。これは何を示しているんでしょうかね。これは時代を示していると思うんですよ。暗い時代になっちゃったなあ、子どもたちもかわいそうだなあと、そんなふうに思わざるを得ない。

そこで、やはり今回のこの法改正で、国もただ経済として森を考えるのではなくて、健康だとか、環境だとか、あるいは景観だとか、そういうところに目を向けてきている。それは非常に結構だと思うけれども、それじゃ、これは維持管理にもものすごく金がかかりますよ。東京都はそれに対してどう取り組もうとしているのか。花粉対策だけでは、とてもじゃないけれども、財源がこっちへ回ってこないですね。

ですから、やはりそういうところまでいくなれば、もう少し包括補助的なことも考えて

もらいたい。というのは、わたしどもの事業で「郷土の恵みの森づくり」というのをやっているんですよ。これは都の補助金は一つももらっていません。だけど、森林レンジャーを4名雇い、地域の町内会、自治会がほとんど挙って参加して、森の下刈りから伐採から、間伐までやっているんですね。尾根道も、昔道も、古道も復活させるようなことを、レンジャーは一生懸命やってくれています。

今度は市の職員をサポートレンジャーに指名しまして、市の職員も60名がこれに参加していますよ。日曜日、休みのときなんかは休みたいでしょうけれども。もちろん地元の間が、足腰がなければ山は守れない。今はお金をかければということでしょうけれども、かけたって、地元でやってくれる人がいなけりゃ。

市町村には足腰があるんですよ。そこに人間がいるわけですから。ぜひ、そういう意味で、維持管理にね。新しい方向が出てきてるんなら、包括補助金的な、「何でもいいよ。市町村で知恵を出して、やれよ。そして東京の森を守ってくれ」と。これは全国版とはね、東京はもう異質な所ですから、東京が異質なことをやっていいと思うんだよ。

ですから、わたしは維持管理にもう少し金をかけて。東京の森林が大変重要な都民に役割を果たしている。都民はこれをただで使っているんだからね、景観だの、健康だのと言いながら。地元の人がほんとに守ってくれているんですよ。ですから、都民の税金をやはりそっちへ向けていくという、そういうこともしっかりやってもらわないと、もうこれは夢がないね。もう少し森林もね。

わたしどもも地元でいろんな取り組みをやりますよ。まだまだわずかですけどもね。製材業者も今言われたけれども、製材業者が残っています。少数にはなったけれども、森林所有者も自分の山の管理をするような人も、わずかだけれども、いる。だけれど、ほとんどは、もう山を下りちゃった。だから、うちなんか、もう山を守る人がいなくなっているんでね。老人村ができてきたんですよ。誰も山を管理する人がいなくなっちゃった。

そこで、もう子どもたちをこれから教育しようと、森林レンジャーの子ども版、森の子レンジャーをつくらうというんで、そこまで今は考えて、人間教育までやっているんですよ。森の子レンジャーをつくるって。これを1期生、2期生、3期生、毎年20名ずつつくらうということですね。そのへんを東京都も現場をよく知ってもらいたいね、ほんとに。

まちづくりも、産業もそうだけれども、やはり現地を見てください、ほんとに。山を守る人がみんな山を下りちゃったら、もう東京だって寂しい場所になっちゃう。都民がもっと楽しい都民生活が送れるように、ぜひ、包括補助金を検討しながら、いろんな知恵を出

した自治体に、地域計画をこれからやるんでしょ。だからお金を出す。そんな取り組みも、ぜひやっていただければありがたいなと思っております。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。ほかに、ご意見はございますでしょうか。

ちょっとわたしから「資料 13」で「質問及び回答」というところで、久保田委員の質問の 5 で「皆伐面積について」というお尋ねがあって、それについての回答で、伐採面積の上限は 20ha ですよと。これはまあ法に則れば、このお答えにならないわけですけども、ただ、たぶん、この数字だけが出ると、広すぎないかといって心配になる方も多んじゃないかと思うんですね。

実際に 20ha を切るというケースは、いまどきほとんどないでしょうし、何か、例えば、保安林だったら上限はこうだし、東京都の保安林はこのくらいありますよとか、あるいは、実際に今行なわれているのは、このくらいの範囲ですよとか、何か、もうひと言、補足的なコメントを付けておいたほうが、皆さんが安心するんじゃないかということをちょっと思ったんで、そのあたりで何かご専門でコメントがあれば、補足いただければと思います。

○木下委員 伐採面積の限度は市町村森林整備計画で具体的には定めることになっていますよね。ですから、たぶんこういう「想定」という形になっていると思うんですけども。本文のほうから見れば、今、会長がおっしゃったように、もう少し狭いところをたぶんイメージされていると思いますので、恐らく市町村で実際に立てるときには、それぞれの地域に合ったような数字を立てるように、まあ指導というのも変ですけども、されていたらいいんじゃないかなと思いますけれども。

○鈴木会長 何かございますか。よろしいでしょうか。

○小峰委員 森林所有者は切りたいんですよ。今、切れる状態であるということなんで、それで東京都が要するに花粉対策という施業をして、それで切っているわけですけども。森林所有者は、本来は木材から収益を上げるために売りたいわけですよ。ところが、基本的には、そういうことだったんで、出口対策をうんぬんしてという話をしているんで。森林所有者は切りたいんですが、切れないんです。切ったら、赤字が出てくる。それじゃ切れない。

そのことがあって、東京都は花粉対策という名前を使いながら、そうやったんでしょけれども、それにしても、それに乗ってこられる人はなかなかいないと思う。特別な事情がある人なんですから。それは日本の林業というか、森林全体にいえることだと思うんですね。

まあ、これから国の森林政策の中で、実際に木材自給率を 50%に上げるといったとしても、それはなかなか難しいんじゃないかなあという気がしています。

○鈴木会長 ありがとうございます。

ただ、今の話の中で、実は 2 つあって、1 つは、全般に伐採を、あるいは林業をどう活発にするかということと、今、このところは、1 箇所当たりの伐採面積の単位をどうするかということが、今のお話、2 つありまして、切るのを増やすという方向は「森林・林業再生プラン」にもあるわけですが、1 箇所当たりの面積ということでは、もう少し何か補足があるのかなということでありました。

ほかに、1 号議案、2 号議案にご意見はございますでしょうか。

特にないようでしたら、本件について、原案のとおり認めることにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、第 1 号議案「多摩地域森林計画の変更計画」、及び、第 2 号議案「伊豆諸島地域森林計画」については、原案どおり認めることと決定いたします。

(答申書(案)を各委員に配付)

ただ今の案件について、「答申書(案)」を事務局のほうで朗読をお願いいたします。

○斉藤森林課長 それでは、今お配りさせていただきました「答申書(案)」につきまして、朗読させていただきます。

「23 東森審第 1 号 答 申 書 (案)

東京都知事 石原 慎太郎 殿

平成 23 年 12 月 6 日付、23 産労農森第 637 号で諮問のあった事項について、
下記のとおり答申する。

平成 23 年 12 月 22 日 東京都森林審議会会長 鈴木 雅一

記

多摩地域森林計画変更計画の(案)について、原案どおり承認する。」

続きまして、

「23 東森審第 2 号 答 申 書 (案)

東京都知事 石原 慎太郎 殿

平成 23 年 12 月 6 日付、23 産労農森第 639 号で諮問のあった事項について、

下記のとおり答申する。

平成 23 年 12 月 22 日 東京都森林審議会会長 鈴木 雅一

記

伊豆諸島地域森林計画の（案）について、原案どおり承認する。」

以上でございます。

○鈴木会長 この答申（案）について、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○鈴木会長 ありがとうございます。ただ今ご賛同が得られましたので、この答申（案）を本審議会の答申として決定いたします。

そうすると、今、（案）の付いている紙を（案）のないものに差し替えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

（答申書に差し替えて各委員に配付）

○鈴木会長 それでは（案）のないのに差し替えていただきまして。

それでは、これで 1 号議案、2 号議案の議事は終わったということですが、議事次第に「(3) その他」とございます。事務局のほうは何かございますでしょうか。

〔 (3) その他 〕

○加藤係長 1 点だけ事務局からお知らせしたいことがございます。

後日、改めてご案内申し上げますけれども、第 2 回の森林審議会の開催日が決定しております。2 月 15 日、案件は「林地開発の件」となっております。ひとつよろしく願いいたします。

○鈴木会長 2 月 15 日に次回の審議会を開催予定であるというご紹介でございました。

ほかにはございませんね。

ほかにはないようですと、本日の審議会の日程はすべて終了いたしました。委員の皆様方には、議事進行にご協力いただきまして、まことありがとうございます。

それでは、事務局に司会をお返しいたします。

5 閉 会

○加藤係長 鈴木会長、どうもお疲れさまでございました。委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきまして、本当にありがとうございます。

これもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。